

受付印

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

年度 1 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

異

三重県内全市町共通様式

て、三重県内の他市町名を提出記載する場合がございます。宛先を訂正し

(宛先) 伊賀市長 令和3年10月6日提出	給与支払者 特別徴収義務者	所在地	〒 518-8501 三重県伊賀市四十九町3184番地		特別徴収義務者 指定番号	8765432
		フリガナ	フリガナ		宛名番号	1234567
		氏名又は名称	〇〇〇産業株式会社		所属	給与グループ
		個人番号(マイナンバー) 又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3	担当者 連絡先	氏名	〇本 ×美
				電話	0595-22-9613	内線(4321)

給与所得者	フリガナ	△ガワ ×オ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額 (納付済額)	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	△川 ×男						
	生年月日	元号 4 年 4 月 10 日						
	個人番号 (マイナンバー)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2						
文庫番 番号	123-abc		120,000	6 月分	10 月分	R 3 年 1 月	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c	2. 特別徴収継続 ⇒①を記入
1月1日 現在の住所	伊賀市緑ヶ丘南町56×番地		9 月分	5 月分	9 月			2. 一括徴収 ⇒②を記入
異動後の 住所	伊賀市上野中町12△△番地		40,000 円	80,000 円	30 日			3. 普通徴収(本人納付) ⇒③を記入

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合) () ください。)

新しい勤務先	特別徴収義務者 指定番号	新規	★9月末で退職した給与所得者の方を「10月分」で「一括徴収」する場合の記入例 (ア)特別徴収税額(年税額) 120,000円 (6月分から翌年5月分) (イ)徴収済額 40,000円 (6月分から9月分) (ウ)未徴収税額 80,000円 (10月分から翌年5月分) ↓ 一括徴収分	先へは、月割額 _____円を
	所在地	〒		分(翌月10日納入期限分)から
	フリガナ			するよう連絡済みです。
	氏名又は名称			番号 _____
			要否 み記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。) 左記の一括徴収した税額は、

理由	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	10 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
	2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。			

③ 普通徴収(本人納付)の場合(後日市町より本人あてに納付書を送付します。)

理由	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町記入欄 納入金額、納入月を記入してください。	納入金額、納入月を記入してください。
	2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため。 【注】 1~3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。		

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用者で他事業所で特別徴収されている場合。
 ※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
 ※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。